

☆ふるさと納税について☆

平成27年のふるさと納税制度の対象は、平成27年1月1日～12月31日の間に寄附した金額です。

とはいえ、自治体も年末年始の休みがあります。この制度を利用される方は、余裕をもって早めの寄附をお勧めします。

☆ふるさと納税の手続きをどうすればいいのか？

1. ふるさと納税ワンストップ特例を申請しない場合

- (1) 選んだ自治体に納税をすると**確定申告に必要な寄附を証明する書類**が発行されます。
- (2) **確定申告の手続き**を行う。
- (3) 確定申告を行うとふるさと納税を行った年の**所得税額から控除**され、それに加えて、ふるさと納税を行った翌年度分の**住民税が減額**されます。

2. ふるさと納税ワンストップ特例を申請する方法

(平成27年度改正)

- (1) ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を寄附した自治体に提出して下さい。
- (2) 確定申告は不要です。ふるさと納税を行った翌年度分の**住民税が減額**されます。

☆ふるさと納税ワンストップ特例が選択できる場合とは？

下記のすべてに該当する場合です。

- ・寄附がすべて平成27年4月1日以降である。
- ・確定申告の不要な給与所得者である。
- ・寄附先は5自治体以下である。

☆控除限度額はどうか変わったのか？(平成27年度改正)

自己負担額2,000円を除いた全額が控除される限度額である「ふるさと納税枠」が平成26年の2倍になります。限度額は、平成28年の個人住民税所得割の2割までです。

ふるさと納税サイトでは、制度の概要、お礼の品の紹介に加え寄附の申し込みもできるようになっています。クレジット決済による納付も可能になり、この制度が利用しやすくなっています。

ふるさとチョイス <http://www.furusato-tax.jp/about.html>

ご不明等ございましたら、担当者までご連絡下さい。

☆コラム(飯島のつぶやき) ☆

神様じゃないんだから

今月は勝俣工一さんのコラムを引用いたします。

『人には人の、それぞれの人生があるんですよね。

わたしにも、嬉しいこと楽しいこと良くないことなど人並みにあるんです。

もう十数年前の話になるのですが自分なりに精一杯努力してはいたのですがいろいろあったんです。

今思えば、夜逃げするか消えてしまうか…。みたいな体験だったのでしょね。

逃げる勇気もない、消えてしまう勇気もない。

「俺はダメな男だ、だめ人間だ…。」

自己嫌悪に陥ったときが一番苦しいのではないかと思います。人間不信にも陥ったり…。人からも、自分からも否定される自分。

苦しいですよ。体験した人間にしかわからない。

体験したことのない人からは、

- ・努力が足りないんだよ！とか、
- ・死ぬ気になれば何でもできるんだよ！とか、
- ・殺されやしないんだから！とか。

励ましの気持ちでそんな言葉をかけてくれるんです。

しかし、同じ体験した人からは、

- ・死にたいほど苦しいよな。俺もそうだった…とか、
 - ・街を歩くのもいやになるよな…。みんな自分の状況を知っている様で…とか、
 - ・頑張ろうという気持ちも失ってしまうんだよな、とか、
 - ・脳が正常でなくなってしまうんだよな。とか、
- わかるんですね。

過去に同じ様な経験をした経営者の方からわたしが、その社長に「もう地元を歩くのもできない…。」とぼつりと言ったら、

「勝俣さんよ、一所懸命にやってきたじゃないか。

悪気でそうしたんじゃないじゃないか。あんたも私も神さまじゃないんだ。人間、頑張っても、つまづくときもある。あんたの生き方、お天道様は今でも今もこれからもずーっと見てるんだよ。堂々と歩きなさい。堂々と生きていきなさい。わたしも昔、同じような体験をしたよ…。」と言ってくれたんです。』

年末年始の営業

年内の営業は25日(金)までとさせて頂き、新年は通常どおり4日(月)より営業いたします。

今月の一言

『人間、励ましてほしくない時もある』

そんなことより、共感してほしい、慰めてほしいと思うことがあるんです。